

島根県報

第一、五一〇号

平成十五年十月三日

(金曜日)

告示

目次

土地改良事業計画書の縦覧	(農村整備課)	一
土地改良法の規定に基づく工事完了の届出	(農村整備課)	一
県営土地改良事業の工事の完了	(森林整備課)	二
森林病害虫等防除法の規定に基づく駆除命令	(森林整備課)	二
保安林の指定の解除(三件)	(森林整備課)	三
保安林予定森林(七件)	(森林整備課)	三
解除予定保安林(二件)	(森林整備課)	三
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水産課)	七
島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(水産課)	七
島根県創造技術研究開発費補助金交付要綱の一部改正	(産業振興課)	七
換地処分の届出	(都市計画課)	一〇
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	一〇
平成十五年度調理師試験の合格者	(健康推進課)	一一
平成十五年度島根県改良普及員資格試験の合格者	(農業経営課)	一一
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課)	一一
都市計画事業の認可	(都市計画課)	一一

告示

示

島根県告示第八百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区	大川上地区農道事業(非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から二十一日間	木次町役場

島根県告示第八百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市土地改良区	野尻東地区農道事業(基盤整備促進事業)	平成十五年八月二十七日

島根県告示第八百二十四号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第二項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
西比田地区（第一工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十三年四月二十七日
西比田地区（第四工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年三月十三日
西比田地区（第五工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十三年四月二十七日
西比田地区（第六工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十四年三月十三日
西比田地区（第七工区）区画整理事業（県営ほ場整備事業）	平成十二年五月二十日

島根県告示第八百二十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をしようとするので、同法第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 区画及び期間

1 区域

隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県農林水産部森林整備課及び隠岐支庁並びに隠岐郡西郷町、布施村、五箇村及び都万村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

2 期間

平成十五年十月三日から平成十六年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受けた樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、薬剤散布、焼却、又はくん蒸のいずれかの措置をとること。

四 命令をしようとする理由

一の1の区域及びその周辺区域において、二に掲げる森林病虫害等による被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の1の区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置の実施に当たっては、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、隠岐支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合にはこの限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償金を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、隠岐支庁長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5 知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える額に相当する額をその者から徴収する。

いじがある。

島根県告示第八百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡金城町大字小国イ八六一の一八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字三里八二五一の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

那賀郡弥栄村大字三里八二五一の四、八二五一の六、八二五二の二から八二五二の六まで、八二五四の七から八二五四の九まで、八二五四の一四から八二五四の二六まで、八二六〇の三

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第八百二十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

江津市松川町長良一〇八の一、一一〇続二、一一一、一一一続一、一一三、一一四、一一四の一、一一五、一一六、三五八の一から三五八の四まで、三五九から三六四まで、三六四の一、三六四続一、三六五から三六七まで、四一八、四一八内一、四二〇、四二二の二、四二六内一、四二七、四二八、四二八内一、四二九、四三〇、四三〇内一、四三二の一、四三二の二、四三三から四三七まで、四四一、四四一の一、四四二、四四三、

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び八雲村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字高尾一三四一の一、一三四一の三から一三四一の五まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字高尾一三四一の二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下一五九〇の一、一五九五、三六九一、三六九四、三六九五の一、三六九八、三七〇一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信義

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡六日市町大字田野原二二三八

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び六日市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百三十六号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信義

(一) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡石見町大字日貫四七三六の五、四七三六の六、四七四四の一〇、四七四四の

一一

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

道路用地とするため

(二) 解除予定保安林の所在場所

邑智郡石見町大字日貫四七三六の四・四七三六の七・四七三六の八（以上三筆国有

林）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

河川管理施設用地とするため

島根県告示第八百三十七号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信義

(一) 解除予定保安林の所在場所

出雲市西園町字長浜四三三九の三〇、四三三九の三八

(二) 保安林として指定された目的

- (三) 風害の防備
解除の理由
- (二) 解除予定保安林の所在場所
出雲市西園町字長浜四三四九の三八
保安林として指定された目的
公衆の保健
- (一) 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第八百三十八号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中

年一・一パーセント以内
年一・二パーセント以内
年一・三パーセント以内
年一・四パーセント以内
年一・五パーセント以内
年一・六パーセント以内
年一・七パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・九パーセント以内
年一・一パーセント以内

を

年一・七パーセント以内
年一・八パーセント以内
年一・七パーセント以内

に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十月三日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年九月十九日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前

に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第八百三十九号

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

第五条第二号中「一・一パーセント」を「一・七パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十五年十月三日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成十五年九月十九日以後に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

島根県告示第八百四十号

島根県創造技術研究開発費補助金交付要綱（昭和五十六年島根県告示第四百号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

第一条第一項第二号中「者」を削る。

第一条の三に次の一項を加える。

- 5 別表第一のものづくり試作枠のうち、取引多様化部門に係る補助金の交付を受けようとする者は、下請中小企業振興法第五条に規定する振興事業計画の承認を受けてその計画を実施する者、又は同法第二条第三項に規定する下請事業者であつて、同条第二項に規定する親事業者との下請取引（二次下請取引等間接取引を含む。）額が原則として全体の取引額のおおむね二十パーセント以上を占めており、当該親事業者以外の新たな販

路開拓を図る者でなければならない。

別表第一ものづくり試作枠の項に次のように加える。

取引多様化部門

新たな販路開拓のための技術

別表第二の一の表直接人件費の項の次に次のように加える。

委託費

中小企業の団体が行う研究開発の場合において、当該団体がその構成員である中小企業者に対して行う研究開発の委託に要する経費（この経費は補助対象経費総額の三分の二を超えない額とする。）

別表第二の三の表委託費の項中「法人格を有する」を削る。

様式第一号の別紙二の②の⑤の口を次のように改める。

口 資金支出内訳

経費区分	(注2) 種別	(注3) 仕様	(注4) 単位	数量	単位 (円)	(注5) 開発事業に要 する全経費	(注6) 補助事業に要 する経費	(注7) 補助対象経費	備考
						(円)	(円)	(円)	
原材料費	計								
(注8) 構築物費	計								
(注8) 機械装置、 工具器具費	計								
外注加工費	計								
(注9) 技術指導受入れ費	計								
(注10) 直接人件費	計								
委託費	計								
その他	計								
	合計					(注1)			

様式第一号の別紙二の⑤のロ及びのロ中「補助事業に要する経費」や「開発事業に要する全経費」及び「補助対象経費」や「補助事業に要する経費」及び「補助金交付申請額」や「補助対象経費」並びに同様の別紙二の⑥のロ中「補助事業に要する経費」や「開発事業に要する全経費」並びに同様の別紙二の⑦の⑤から⑦までを次のように定める。

5 「開発事業に要する全経費」とは、開発題目の開発において中小企業者等が要する全経費をいい、ここでは数量に単価を乗じた金額をいう。

6 「補助事業に要する経費」とは、「開発事業に要する全経費」のうちで、補助対象となる経費をいう。

7 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助事業に要する経費」に補助率を乗じた額になる。

様式第一号の別紙二の⑧のロ中「を超える者は1,800時間を限度」と「以内となる計画」に定める。

様式第一号の別紙二の⑨中「補助事業に要する経費」や「開発事業に要する全経費」及び「補助対象経費」や「補助事業に要する経費」及び「補助事業に要した経費」や「開発事業に要した全経費」に定める。

附 則

この告示は、平成十五年 月 日から施行する。

島根県告示第八百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、出雲都市計画事業出雲市駅周辺地区土地区画整理事業施行者出雲市代表者出雲市長西尾理弘から平成十五年九月十九日付けで換地処分を行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月三日

島根県知事 澄 田 信 義

一 申請のあった年月日

平成十五年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいき倶楽部

三 代表者の氏名

上ヶ迫昌宏

四 主たる事務所の所在地

浜田市生湯町一〇一九番地甲

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体障害者など単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者とその家族に対して、その移動手段を確保し社会活動への参加を促進する等の生活支援事業を行い、もってすべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

